

三重県観光事業者支援金 (観光施設)



経営状況が悪化している県内の観光事業者に対し、認証制度と併せた安全・安心な観光地づくりを促進し、打撃を受けている観光地の再生を図っていくため、支援金を支給します。

※詳細については必ず「三重県観光事業者支援金申請要項」をご確認ください。

三重県 観光事業者 支援金

検索

1. 対象事業者・対象施設

県内に「観光施設」を有し、**観光客のために施設を有料で提供している事業者を対象**とします。

ここでいう「観光施設」とは、次の「【対象施設】①②」いずれかの条件を満たし、【対象外となる施設】に該当しない施設を対象とします。

【対象施設】 例) レジャーランド・遊園地、温泉施設、水族館 等

- ①観光庁の「観光入込客数に関する共通基準」に基づき、県内各市町へ入込客数を報告している施設
- ②観光客を受け入れていることが客観的に判断でき(※1)、かつ2019年の入込客数を把握している施設

※1「観光客を受け入れていることが客観的に判断できる」とは、令和3年6月1日時点で「三重県観光連盟公式サイト(観光三重)」や市町の観光協会HPで掲載されていることを言います。

【対象外となる施設】 ※以下のいずれかの要件に該当する施設については対象外となります。

- ①上記の条件を満たしていない施設
- ②2019年の入込客数が1,000人未満の施設
- ③地域住民の日常利用が大半を占めている施設
- ④国、県、市町等が所有、管理又は運営する施設
- ⑤令和2年7月以降に開業した施設

<対象外の施設例>

- ・地域住民の利用が大半を占める運動施設(ゴルフ練習場、運動用プール等)
- ・ショッピングセンター、商店街
- ・観光施設に附属する駐車場
- ・地域住民の利用が大半を占める遊興施設・遊戯施設(パチンコ店、ボウリング場等) 等

2. 主な支給要件

- (1) **令和3年4月～6月**のいずれかの売上月額が前年又は前々年同月比で、30%以上減少していることが条件です。
- (2) 観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請を行っていただきます。
(<https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700085.htm>)
- (3) **令和3年4月以降**に県で実施している**各種時短要請協力金や支援金と重複して受給することはできません。**

3.支給金額

「2.主な支給要件」(1)の条件を満たした各月の売上減少額に対し、支援金を支給します。ただし、要件を満たした各月の売上減少額を合算した金額のうち、**下記の支給上限額を上限**とします。

※国の「月次支援金」を受給する場合は、売上減少額から「月次支援金」受給額を差し引いた金額について上限額の範囲で支給します。

【支給上限額】 2019年の観光客入込客数に応じて段階的に設定します。

| 【年間入込客数（2019年）】 | 【支給上限額】 |
|-----------------|---------|
| 1千人～1万人未満 | 最大30万円 |
| 1万人～5万人未満 | 最大50万円 |
| 5万人～10万人未満 | 最大75万円 |
| 10万人～15万人未満 | 最大100万円 |
| 15万人～20万人未満 | 最大150万円 |
| 20万人～ | 最大200万円 |

4.申請に必要な書類

主なものとしては、

- ・確定申告書や売上台帳等の売上金額がわかる書類
- ・施設への2019年の入込客数が分かる資料
- ・申請する施設の外観写真 等

※その他必要書類や申請様式等については、「三重県観光事業者支援金申請要項」をご確認ください。

5.申請受付 ※郵送のみ受付

令和3年**6月21日(月)～9月30日(木)** 消印有効
〒514-0042 三重県津市新町1-13-12 近鉄津新町駅ビル1階
三重県観光事業者支援金事務局
(株式会社近畿日本ツーリスト中部 津支店内) 宛

【問い合わせ先】 ※下記の事務局以外への問い合わせはご遠慮下さい。

TEL : 059-224-3109 平日9時から17時 ※土日祝日は除く